

# 「山口県無電柱化推進計画(素案)」について

## 1 計画策定にあたって

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」を制定(平成28年法律第112号)に基づく「山口県無電柱化推進計画」として、本県における今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

### ■現状

昭和61年度から国の電線類地中化計画に沿って、市街地や景観地区において整備を実施している。 <整備延長約131km>

### ■課題

災害時の電柱倒壊、歩行者等の通行を妨げる電柱、景観を損なう電柱・電線

## 2 無電柱化の推進に関する基本的な方針

以下の3つの観点に沿って、無電柱化を推進していく。

### 【防災の観点】

被災地での救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等を迅速かつ確実に実施するため、県の地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路や、各市町の地域防災計画に位置付けられている避難路等

### 【安全・円滑な交通確保の観点】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路等のバリアフリー化が必要な道路や、駅等の交通結節点周辺の道路、通学路等の安全で快適な歩行空間の確保が必要な道路

### 【景観形成・観光振興の観点】

伝統的建造物群保存地区や景観に関する法律等に位置付けられた地域、著名な観光地における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路

## 3 計画の概要

### ■無電柱化推進計画の期間

◇令和3年度から10年間

### ■無電柱化の推進に関する目標

◇約40kmの無電柱化に着手(事業中含む)

## 4 計画の構成

### ■山口県無電柱化推進計画

◇計画策定にあたって

◇現状・課題

◇基本的な方針

◇総合的かつ計画的に講ずべき施策

◇施策を計画的に推進するために必要な事項